

## ○ 委員長報告

1 2 月定例会本会議で報告された愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例審査特別委員長報告は、以下のとおりです。

平成30年12月定例会

### 愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例審査特別委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、議発第11号議案については修正議決されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、森林資源の現状と条例提案の理由についてであります。

このことについて一部の委員から、本県の森林資源の現状と、条例を提案する理由についてただしたのであります。

これに対し提案者から、戦後に植林された人工林資源が充実し、本格的な利用が可能な段階となっているが、10年後には、主伐可能な51年生以上の森林が人工林面積の8割を超えるという、偏った齢級構成となることが見込まれている。

今後、少子高齢化の進展による木材需要の減少が見込まれる中で、担い手不足や、森林所有者の経営意欲の減退などにより、木材生産活動が進まない状況が続くと、木材の搬出や加工が困難となり、木材の商品価値が下がるおそれがある。

豊かな森林資源を有効活用するためには、今、この条例を制定することで、県産木材をはじめとする木材の供給と利用の促進についての機運を醸成しなければならないと考え、提案した旨の答弁がありました。

第2点は、条例の対象を県産材に限らず木材としていることについてであります。

このことについて一部の委員から、この条例の対象を、県産木材に限らず木材としたのはなぜか、また、愛媛の森を守るためには県産材を前面に打ち出すべきと考えるがどうかとただしたのであります。

これに対し提案者から、県産木材を推進するため、個々の条文では県産木材と表記しているが、県内の木材産業を活性化するためには、県外産の木材を利用して県内で生産する製品の需要拡大にも取り組む必要があるため、前文など県産木材に限定する必要のない条文は、広く木材としている。県産木材だけを促進したいという思いもあるが、県産木材だけで賄えていない関連事業者もい

る本県の木材流通の現状を鑑みて、県外産を含めた木材の供給と利用の促進を図りつつ、県産木材の供給と利用の促進を図ることとしている旨の答弁がありました。

第3点は、主伐及び再造林の促進についてであります。

このことについて一部の委員から、えひめ森林・林業振興プランの肝となっている伐・再造林について、条例に明記すべきではないかとただしたのであります。

これに対し提案者から、以前の間伐主体から主伐へと変遷してきているが、森林資源を循環させて使っていくとする流れの中で、森を守るために、再び主伐から間伐や除伐が主になってくる可能性もあると考えている。

このため、条例では、主伐や再造林も含めた森林資源の循環利用を促進することを、基本理念として規定している旨の答弁がありました。

このほか、

- ・国の制度と条例の関係
- ・関係団体からの意見やパブリックコメント
- ・えひめ森林・林業振興プランを本条例上の基本計画として位置付けることなどについても、論議があったことを付言いたします。

以上のような議論を経て、議発第11号議案については、森高委員から、木材供給の促進のための措置について、「森林資源の再生産を図るための主伐及び再造林の促進に関すること」を追加する修正案が提出され、採決した結果、可決されるとともに、修正部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。